

# おしらせ News

総務課 ☎ IP53・2321  
 企画振興課 ☎ IP53・2325  
 住民課 ☎ IP53・2323  
 農林建設課 ☎ IP53・2322  
 保健福祉課 ☎ IP53・3155  
 農業委員会 ☎ 53・2324  
 教育委員会 ☎ IP53・3443

## くらし 不法投棄の通報に ご協力ください

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物の不法投棄は禁止されています。これに違反して不法に投棄した場合や投棄未遂が発覚した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円（法人は3億円）以下の罰金またはこれら両方が科せられます。

不法投棄は、豊かな自然と景観を損なうだけではなく、地下水の汚染など生活環境に被害をもたらす危険があります。一度悪化した環境を元に戻すためには、多額の費用と時間がかかるため早期に見つけ、処理することが重要です。

不法投棄の現場を見かけたときは、住民課生活環境係まで通報してください。ご協力をお願いします。

**通報する内容**  
 次の項目について、分かる範囲の情報をご提供ください  
 ○ 発見日時  
 ○ 発見場所  
 ○ 投棄に関する情報（投棄日時、出入りした車両の情報、会社名など）  
 ○ 土地に関する情報（土地の形状、所有者や使用者の情報）  
 ○ 現場の状況  
 ○ 通報者の氏名、連絡先  
 ※匿名通報も受け付けます

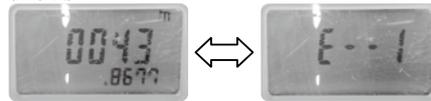
## くらし 水道メーターのエラー表示の報告について

月新水道企業団では、毎月水道メーターの検針を行っています。水道メーター隔測器が普段と違う表示がされていた場合は、月新水道企業団までご連絡をお願いします。

**問合せ先** 月新水道企業団 ☎ IP53・2365

### エラー表示例

例1: 数字とエラー番号が交互に表示されている  
 (表示例)



例2: 水が漏れているマークが表示されている  
 (数字の上か下に点滅表示されます)  
 (表示例)



## くらし 狂犬病予防注射と飼い犬登録のお知らせ

令和5年度の狂犬病予防注射を行います。犬を飼っている方は受けてください。

**飼い犬の登録と狂犬病予防注射は、生後91日以上の飼い犬に義務付けられています。**  
 新たに犬を飼われた方やまだ登録していない方は、必ず登録し、注射を受けてください。

**日時・場所** 下表のとおり  
 昨年と若干の変更があります。必ずご確認ください。お住まいの地域に限らずどの会場でも接種が可能です。  
**注射料・注射済票交付手数料** など

3240円 / 1頭 (注射料2690円、注射済票交付手数料550円)、3000円

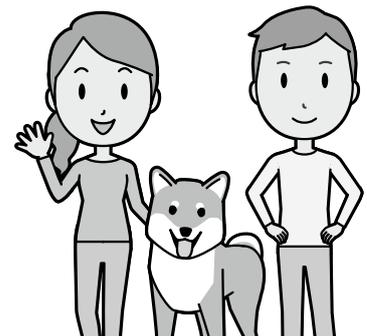
円 / 1頭 (登録手数料) ※「注射済票交付手数料」と「登録料」は「狂犬病予防注射済票」または「鑑札」の交付をもって領収書に代えさせていただきます。

その他 死亡または譲渡などで犬を飼育しなくなった場合は、左記までご連絡願います。

**問合せ先** 住民課生活環境係

### ■狂犬病予防注射・飼い犬登録日程表

月日	時間	実施場所
6月15日(木)	6:30~8:30	役場駐車場 (博物館裏旧JR線路側の車庫前)
	9:00~10:30	札比内コミュニティセンター前
	10:40~11:00	札比内2会館前 (月形札比内線沿い)
	11:10~11:50	北農場行政区防災備蓄庫前 (北農場公住近くの交差点付近)
	13:30~14:00	総合体育館前
6月16日(金)	6:30~8:30	役場駐車場 (博物館裏旧JR線路側の車庫前)
	9:00~9:20	南耕地集落会館前
	9:30~9:50	知来乙駐車公園
	10:00~10:20	南地区広域集落会館前
	10:30~10:40	共和会館前
	10:50~11:00	旧篠津開拓婦人ホーム前
	12:00~13:00	役場駐車場 (博物館裏旧JR線路側の車庫前)



☎ IP53・2323

くらし  
相続登記の申請が  
義務化されます

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

これは不動産登記簿を見ても土地・建物の所有者が直ちに判明しない、または判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」の発生を予防するための法律です。

令和6年4月1日から、相続などにより不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務となります。また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

今のうちから相続した土地・建物の相続登記をしましょう。ポイント 令和6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記をする必要があります。

相談・問合せ先 札幌司法書士会 相続登記相談センター ☎011・211・6665（平日 12時～15時）

社  
日本赤十字社  
社  
社資募集について

日本赤十字社では、援助を必要とする方々に愛の手を差し伸べる赤十字運動を広く展開しています。

今年も5月1日から全国一斉に赤十字会員増強運動が始まっております。月形町分区分区においても次のとおり社資募集と社員増強運動を実施していますので、ご協力をお願いします。

実施期間 7月31日(月)まで  
社資募集内容

①継続または新規の社員の方は年額500円以上の社資を納入くださいますようお願いいたします

②社員に加入されない方や金額が500円未満の場合は、「寄付金」として収納します

※①・②は皆さまの自由意思により決めることができます  
社資募集実績 昨年度は、目標額30万9000円に対し、55万2802円の社資が寄せられました。ご協力に厚くお礼申し上げます

問合せ先 日本赤十字社北海道支部月形町分区分区（保健福祉課地域福祉係） ☎53・3155

健康  
こころの健康相談の  
健康  
実施について

岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人やその家族などに対して、2カ月に一度、精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

実施日 6月15日(木)  
時間 午後1時～午後3時  
実施場所 岩見沢保健所  
実施内容 精神科医師との面接相談

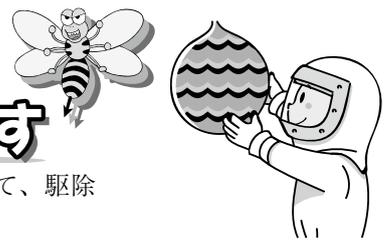
申込方法 実施日前日の正午までに、申込先に電話で予約してください。申込多数の場合は、別の日で調整させていただきます

その他 保健師との電話や面接での相談は、随時行っています（平日午前9時～午後5時）

申込・問合せ先 岩見沢保健所健康推進課健康支援係（岩見沢市8条西5丁目） ☎20・0122



スズメバチなどの駆除に要した  
費用の一部を補助します



町では、人に危害を及ぼす恐れのある蜂類の早期駆除と安全確保を目的として、駆除にかかった費用の一部を補助しています。

〔補助の対象者〕

町内に土地または建物を所有・賃借されている方で、スズメバチなどの巣の駆除を依頼し、駆除された方

〔補助金額〕

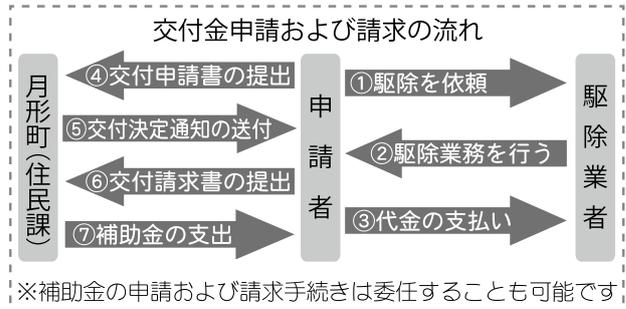
駆除にかかった費用の3分の2以内とし、1件当たり10,000円を上限とします

〔申請方法〕

下記の書類を住民課生活環境係に提出してください

- ①補助金交付申請書
- ②駆除作業前と後の現場写真
- ③領収書の写し

※補助金交付申請書は住民課窓口を設置してあります



町内では、次の事業所が駆除業務を受け付けています  
月形町高齢者事業所 ☎37・2777

## 浄化槽の法定検査を 受けましょう

浄化槽設置者には、浄化槽の維持管理が適切に行われているか、また浄化槽の機能が正常に働いているかを判断するため、定期的な保守点検や清掃とは別に、知事が指定した検査機関による年1回の「法定検査」が義務付けられています。

### 検査の申し込み先はこちら

知事指定検査機関  
公益社団法人 北海道浄化槽協会  
☎ 011・823・4755

### ●浄化槽に関する問合せ先●

住民課生活環境係 ☎ ☎ 53・2323  
Eメール jumjin\_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

6月30日は  
**納期限**です 町・道民税 第1期

### ～2023年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	7月31日	10月2日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	10月31日	12月25日		
国民健康保険税	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日
後期高齢者医療保険料	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日
介護保険料	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日

## 高校教育支援事業助成金制度

### 検定試験費用などを助成し町外に通う高校生のために

町外の高等学校に在学する生徒の保護者に対し、各種検定試験などの受験費用を次のとおり助成します。

#### 助成対象者

町外の高等学校に在籍する子どもを持つ、町内に住民登録をされている保護者

#### 助成内容

左表に掲げる検定試験などを高等学校に在籍する生徒が受験した場合に、受験

費用の2分の1以内を助成します

※ただし、助成金額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てた額になります

申請方法 次のものをご用意の上、教育委員会窓口で手続きをしてください。また、郵送による申請も可能です。なお、交付申請書はホームページから

ダウンロード可能です。交付申請書(様式第1号)・対象となる検定試験などを受験したことを証明する書類・振込口座の通帳の写し

申請期限 検定試験などを受験した日の属する年度の末日までに申請してください

申請・問合せ先 教育委員会学務係 ☎ ☎ 53・3443

### 【対象となる検定試験など】

区分	級	実施機関
進学模擬試験		
就職模擬試験		
危険物取扱者試験		
日本語ワープロ検定	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定(表計算)	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定(データベース)	2級以上	日本情報処理検定協会
文書デザイン検定	2級以上	日本情報処理検定協会
プレゼンテーション作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会
ホームページ作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会
簿記実務検定	2級以上	公益財団法人全国商業高等学校協会
簿記能力検定	2級以上	公益財団法人全国経理教育協会
珠算・電卓実務検定	2級以上	公益財団法人全国商業高等学校協会
電卓計算能力検定	2級以上	公益財団法人全国経理教育協会
日本漢字能力検定	2級以上	公益財団法人日本漢字能力検定協会
実用英語技能検定	2級以上	公益財団法人日本英語検定協会
実用数学技能検定	2級以上	公益財団法人日本数学検定協会
その他		町長が特に必要と認める試験も助成対象とします

**福祉**  
ヘルプマークを  
ご存知ですか

障がいがある方が使用できるヘルプマークやヘルプカードがあることをご存じですか。ヘルプマークは、外見からは援助や配慮を必要としないことがわからない方が身に着けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするためのものです。また、ヘルプカードは、災害時や緊急時など、周囲の方に助けを求めたい時に提示するためのものとなっています。



ヘルプカード

配布場所などは次のとおりです。  
配布場所 保健センター  
配布方法 氏名や障がいの有無などについて記載していただき、その場でお渡しします  
料金 無料  
配布時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

問合せ先 保健福祉課地域福祉係  
☎ 53・3155

**人事**  
月形町  
人事異動

5月1日付け 敬称略  
 ■月形町  
 ▼総務課長兼危機管理係長事務取扱（総務課長） 原博由樹  
 ▼企画振興課課長補佐（総務課課長補佐兼危機管理係長事務取扱） 鈴木暢▼総務課課長補佐兼総務係長事務取扱（総務課総務係長） 佐藤直樹  
 5月15日付け 敬称略  
 ■岩見沢地区消防事務組合月形支署  
 ▼岩見沢地区消防事務組合月形支署予防係（新採用） 梶浦快斗  
 ■退職  
 3月31日付け 敬称略  
 ▼市川夏希（月形町立病院看護科看護師）  
 4月30日付け 敬称略  
 ▼五十嵐有理（月形町立病院看護科看護師）



**労働保険のお知らせ**

令和5年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、**6月1日（木）～7月10日（月）**です。  
最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方および申告・納付方法などの詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレットなどをご参照ください。厚生労働省ホームページでもご覧いただけます。

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご利用ください！自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

- 労働保険の電子申請手続は「e-Gov」(https://shinsei.e-gov.go.jp/)から行うことができます。
- 労働保険関係手続（一部手続を除く）は、GビズIDを利用して手続することができます。
- 労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です。

問合せ先 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 ☎ 03・5253・1111

**温水プール 6/17(土) オープン OPEN** ★無料開放日★  
6月17日(土)  
8月27日(日)

総合体育館の温水プールが6月17日にオープンします。いつも体を鍛えている人はもちろん、普段なかなか運動する機会がない人も、ぜひ今年の夏はお友達やご家族と一緒に温水プールを利用しましょう。

【開館期間】 6月17日（土）～8月27日（日）

★無料開放日 6月17日、8月27日

【開館時間】

	時 間
月～金曜日	15:00～20:00
※夏休み期間 (7/22～8/16)	13:00～20:00
土・日曜日	10:00～16:30

【利用料金】

	幼児	小中学生	高校生	一般
当日券	100円	150円	220円	270円
回数券(10回)	880円	1,320円	1,760円	2,200円

【利用上の注意】

- ①就学前の幼児は、保護者がプールに入り付き添うこと
- ②プール内の仕切柵を乗り越えるなど危険な行為はしないこと
- ③一般用プールは、小学2年生以下の子や身長が130cm未満の子、25m以上泳ぐことのできない子は利用できません。ただし、利用者1人につき保護者1人が付き添う場合に限り利用できます
- ④その他、監視員・係員の指示に従うこと

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎ 53・3443  
Eメール syakyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

その他

受託訓練を

実施します

美唄地域人材開発センターでは、次のとおり受託訓練を実施します。

●職業訓練(緊急再就職訓練)

総合ビジネス科

訓練内容 事務職において必要

な簿記・経理の基本知識を習得し、日商簿記検定3級の検定合格を目指す

訓練期間 7月25日(火)～11月24日(金)※土・日・祝日を除く平日

訓練時間 9時00分～15時30分

定員 15名

対象者 一般求職者(公共職業安定所長の受講指示・受講推薦または支援指示が受けられる方)

募集期日 5月26日(金)～6月23日(金)

受講料 無料※ただしテキスト代(約15000円)および検定料は受講者負担となります

申込・問合せ先 美唄地域人材開発センター研修課 ☎63・4218

ふるさと活性化事業を

活用ください

月形町では、月形町ふるさと活性化事業として、これまで、町文化連盟および町スポーツ協会に所属している団体や地域文化の振興を推進する団体、町内会などに対し、次の実績例のような支援を行ってきました。

●対象となる団体など  
町内に住所を有する者、町内に事業所などを有する法人または団体など

●補助対象事業の例  
○特産品のPRや商品開発など  
○地場農産物直売促進事業や販路拡大事業、消費者との交流など  
○国際交流や地域間交流を目的とした事業  
例 海外親善訪問交流など

○文化やスポーツの振興を目的とした事業  
例 コンサート開催、各種スポーツ講習会開催など

●申請方法  
補助を希望する団体などは申請期間内に企画振興課に申請書を提出してください。

※本事業以外で該当する補助制度がある場合、そちらが優先となります

●申請期間  
9月1日(金)～10月13日(金)まで

●補助額  
原則として、補助対象経費の4分の3以内で一つの事業につき100万円が限度

●過去の実績(活用)例  
・鉄道模型展開催事業  
・映画会事業  
・VR、ドローン等体験事業  
・新規特産品開発事業

申請・問合せ先 企画振興課  
地域振興係 ☎IP53・2325



学童保育所 一時利用 ができます



学童保育所(交流センター内)では、一時的な施設の利用ができますので、ご希望の方は以下までお申し込みください。

利用できる方

保護者のけがや病気、出産、親族の介護などで一時的に家庭での保育が困難な方、日中の就労により、家庭での保育が困難な方  
※継続して事業所などにより雇用されている方は、通常保育をご利用ください

利用可能日数

各月10日間まで(保護者のけがや病気、出産、親族の介護などの場合)、就労による場合は各月5日間まで  
※就労による場合でも、夏・冬・春休み期間中は各月10日間まで利用できます  
※利用可能日数以上の利用を希望される場合は、通常

保育をご利用ください

申込期限

利用希望日の8日前まで ※けがや病気などの緊急の場合はご相談ください。長期休業期間の利用の場合、休みに入る14日前までにお申し込みください

保育料

月額360円(別途運営費1日100円)

利用可能時間

平日 12:00(下校時)～18:30  
土曜日・長期休業期間など 7:30～18:30  
(日曜、祝日を除く)

申込・問合せ先

保健福祉課保健係(保健センター内) ☎IP53・3155

# 月形町町制施行70周年記念 ロゴマークが決まりました!



Tsukigata 70th Anniversary

町制施行70周年記念ロゴマークの募集に、たくさんの皆さまから応募いただきありがとうございました。

選考の結果、月形中学校3年生の本居多華来さんの応募作品を採用させていただくことに決定し、5月11日に採用の報告と副賞を贈らせていただきました。

本居さんは作品について「70を月形町の月をイメージし、月の中にはメロンと花を書いて、月形の名産品などを詰め込みました。」と説明されていました。

記念ロゴマークは、町制施行70周年のシンボルとして、今年予定している各種記念事業に幅広く使用させていただきます。月形町の特徴を表現した素晴らしいデザインを十分に活用し、お祝いの気運をさらに高めていきたいと思っております。



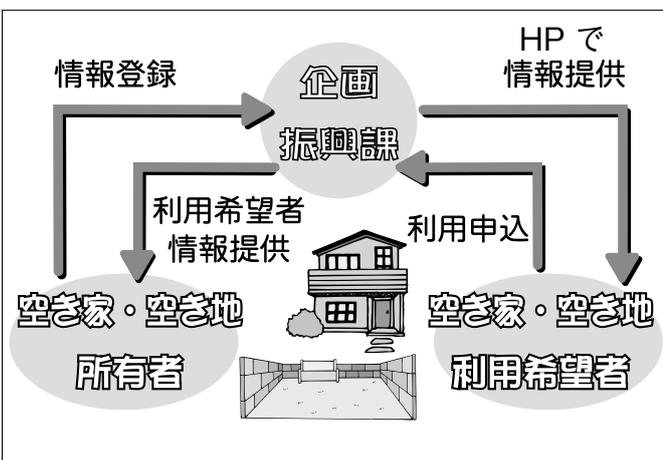
## 月形町空き家・空き地バンク制度



月形町では、町内の空き家および空き地に関する情報を収集し、その情報を広く提供することによって、空き家および空き地の有効利用と定住促進による地域活性化を図る「月形町空き家・空き地バンク制度」を行っています。  
平成25年度に制度を開始して以来、毎年10件以上の登録物件が売買・賃貸借により成約となっています。特に空き家を「買いたい」「借りたい」という要望は増えていますが、実際にご紹介できる物件は不足している現状です。

「家が古く売れそうにない」とお考えの方でも空き家をお持ちの方は、ぜひ月形町空き家・空き地バンクにご登録ください。また、ご近所やお知り合いの方で空き家・空き地をお持ちの方がいましたら、月形町空き家・空き地バンクをご紹介ください。

登録状況 (令和5年5月9日現在)	昨年度実績
空き家…3件	空き家 新規登録 8件 成約 10件
空き地…28件	空き地 新規登録 6件 成約 3件



- 空き家、空き地登録の流れ
  - ① 物件の登録申請  
申込書類に詳細を記入し、企画振興課企画係へ提出
  - ② 現地調査  
町職員が物件の写真を撮影、公表に必要な情報を調査
  - ③ 物件の登録・公開  
町ホームページや民間の物件情報サイトで情報を公開、利用希望者を募集
  - ④ 利用希望申込・情報提供  
購入、賃貸希望者が申し込み、当事者間で契約のやりとり
- ※月形町は空き家・空き地に関する情報提供のみ行いません。売買や賃貸などの交渉や契約については、一切関与いたしません
- 問合せ先 企画振興課企画係  
TEL 53・2325  
月形町公式ホームページ  
<http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/5117.htm>



## 高齢者肺炎球菌感染症予防接種費用助成

# 65歳を過ぎたら…予防接種費用を助成します

月形町では、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の費用の一部を助成します。

### ■助成対象者

接種を行う日に月形町に住民登録をしている方で、次のいずれかに該当する方が対象になります

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するために特定疾患者受給者証をお持ちの方

※これまで高齢者肺炎球菌予防接種の助成を受けたことがある方は対象外です

■助成額  
3500円



### ■接種医療機関

どこの医療機関で受けても大丈夫ですが、医療機関により接種費用が違いますのでご注意ください

月形町立病院以外で接種を希望する方は、直接医療機関へお問い合わせ願います

■月形町立病院で接種を希望される方

- ① 接種希望日の1週間前までに、保健福祉課保健係へ予約をしてください
- ② 問診票と接種費用助成申請書を送付します
- ③ 接種当日、送付した問診票と申請書を月形町立病院窓口へ提出してください
- ④ 月形町立病院の接種費用は8085円です。月形町の助成額3500円を差し引いた金額を窓口でお支払いください
- ⑤ 月形町立病院での接種は、1日5名程度の接種が可能です

■月形町立病院以外で接種の方

### ① 接種 予防接種をして窓口で接種費用全額をお支払いください

② 申請 令和6年3月31日までに保健センターで助成申請の手続きをしてください

③ 支払い 申請書審査後、指定の口座へ助成金の3500円を振り込みます

### ■申請に必要な書類

・医療機関から発行された高齢者肺炎球菌感染症予防接種をしたことが確認できる領収書

・通帳などの振込先の口座情報

### ■申請場所

保健福祉課保健係（保健センター内）

■他の予防接種との接種間隔  
13日間以上あけて接種してください

### ■接種予約・問合せ先

保健福祉課保健係（保健センター内）  
☎ 53・315

5



## 防災対策専門員による防災講座 ～風水害から身を守るためには～

近年、日本各地で台風や豪雨を原因とした災害によって、多くの人命が失われています。雨による水害は時間を追って段階的に発生します。周囲の状況を見ながら、身の危険を感じた場合は直ちに避難しましょう。

浸水から避難するときのポイントとしては、以下の6つがあります。

- ① 早めの避難
- ② 動きやすい服装で避難
- ③ 足元に注意
- ④ 車で避難しない
- ⑤ 河川などに近づかない
- ⑥ 高い建物に避難する



## 自衛官募集

～可能性にチャレンジ～

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部若見沢地域事務所 TEL23・5514  
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・IP53・2321

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
第2回自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定日の末日現在、33歳に達していない方）	7月1日～ 8月18日	8月25日～ 28日 （うち1日）
航空学生	海：18歳以上23歳未満の方（高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含）） 空：18歳以上21歳未満の方（高卒者（見込含）又は高専3年次修了者（見込含））	7月1日～ 9月7日	9月18日

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～令和5年度の保険料などについて～

### 6月に保険料額をお知らせします

令和5年度の保険料につきましては、今月中に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

**均等割**  
【1人当たり保険料】  
51,892円

+

**所得割**  
【本人の所得に応じた額】  
(令和4年中の所得-最大43万円) × 10.98%

=

**1年間の保険料**  
【限度額66万円】  
(100円未満切捨)

- 1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

### ◆保険料の軽減

#### ①均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。  
被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。  
昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。



対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和5年度
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

- ※給与所得者とは、以下のいずれかに該当する方となります。
  - ・給与などの収入金額が55万円を超える方
  - ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

#### ②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(51,892円→25,946円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が入っている健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

### ◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)ただし、次の(1)~(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は、口座名義人に適用されます。

### ◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は**住民課税務係**へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP53・2323 / 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601